

大阪市告示第1106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年8月9日

大阪市長 横山英幸

路線名	区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
西成区第369号線	西成区北津守1丁目 44番の2地から 同区同 56番の7地まで (別紙参考図参照)	旧	m 4.55～ 7.00	m 81.25
		新	6.98～ 7.07	81.25

(建設局総務部管財課)